

東京都北区健康づくりグループ公開講座助成金交付要綱

20北福い第1496号
平成20年6月16日区長決裁
平成21年7月6日一部改正
平成30年8月17日一部改正
令和元年8月6日一部改正
令和4年2月15日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、健康づくりを目的として、区内で自主的に活動を行うグループが区民一人ひとりの健康づくりを支援するための事業を行う経費の一部を助成することにより、区民の健康づくりをとおして仲間づくりのきっかけをつくることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の交付の対象とする事業は、北区健康づくりグループ紹介紙に掲載されたグループである北区健康づくりグループ（以下「健康づくりグループ」という。）が健康フェスティバル期間中に開催する北区健康づくりグループ公開講座（以下「公開講座」という。）とする。

(公開講座の実施)

第3条 助成金の交付を受けようとする健康づくりグループは、公開講座を実施するに当たり、準備、運営、会場の確保等について、自ら行うものとする。

(助成金対象経費)

第4条 この要綱により助成する対象経費は、健康づくりグループが公開講座を実施するために要した別表に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- (1) 他の制度による助成対象として申請し、交付決定を受け、又は交付された経費
- (2) その他、区長が助成金の交付が適当でないと認める経費

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、前条に規定する経費の合計額とする。ただし、上限額を2万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする健康づくりグループは、北区健康づく

りグループ公開講座助成金交付申請書（別記第1号様式）に北区健康づくりグループ公開講座実施計画書（別記第2号様式）を添付した上、公開講座を実施する年の8月末日までに、東京都北区長（以下「区長」という。）に対して申請するものとする。

（助成金の交付決定及び通知）

第7条 区長は、前条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、北区健康づくりグループ公開講座助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、適正と認められないときは、北区健康づくりグループ公開講座助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に結果を通知するものとする。

（実施報告）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた健康づくりグループは、助成金事業終了後、北区健康づくりグループ公開講座実施報告書（別記第5号様式）及び領収書を区長に提出するものとする。

（助成金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定により実施報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及び条件に適合するかを審査した上で、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成金の交付決定を受けた健康づくりグループに、北区健康づくりグループ公開講座助成金交付確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 健康づくりグループは、前条の規定により助成金の額が確定したときは、北区健康づくりグループ公開講座助成金請求書（別記第7号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

（助成金の交付）

第11条 区長は、前条の規定により助成金の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、請求者に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の決定による助成金の交付決定（以下「交付決定」という。）を取消することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成金を第4条本文に定める助成金対象経費以外の用途に使用したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、北区健康づくりグループ公開講座助成金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により、当該助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第13条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（委任）

- 第14条 この要綱の実施に必要な事項は、健康部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から適用する。

付 則（令和4年2月15日副区長専決3北福推第3770号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（要綱第4条関係）

助成対象経費	内容
講師料	公開講座実施に当たり外部講師に支払う講師料
材料費	公開講座実施に必要な食材及び消耗品購入費
印刷製本費	公開講座実施に必要なパンフレット・チラシ作成費及び資料等印刷費
役務費	公開講座実施に必要な郵送経費
使用料及び賃借料	公開講座実施に必要な有料貸出施設・附帯設備の利用料及び駐車場料金
その他	上記のほか区長が必要と認める経費